

古代のマイナンバー制度 — 計帳 —

下野市教育委員会
生涯学習文化課

「平成二十七年一〇月から個人番号が通知され、平成二八年一月以降には様々なことに利用できる個人番号カードが申請により交付されます。様々なこととは、社会保障、税、災害対策などの行政手続きです。発券される券面には氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー（二桁）が記載され、本人の写真が表示されるようです。カードのICチップに記載された電子証明書を用いて各種の電子申告が行えます。

有効期限とする」と前出のHPにありました。容姿の容は、男女差、個人による差が著しいものと考えられるのですが、この制度の担当者は二〇歳未満が最大の変容点と想定したようです。

所得の情報や病気の履歴など機微な個人情報記載されません。」と内閣官房のHPに記載されています。私達地方の行政職員も新しい国の制度に則り、新制度についての知識を深めなければなりません。「カードには個人の顔写真が掲載されます。」ということは加齢による変化が誰でも必ず起こることから、そのカードは一度発行されたとしても永久的なものではないと考えました。そこで、疑問について調べたところ、自動車運転免許証と同様に有効期限があることがわかりました。

この顔などの（容姿）を古代の個人情報として記録に用いたのが、律令時代に毎年作成された「計帳」です。計帳は古代の租税台帳で、正倉院文書として幾つか計帳が残されています。残存している計帳の多くは、写経用紙の裏面を再利用した計帳作成のための手実（申告書の下書き）です。残念ながら下野国に関する計帳は残されていません。ここでは山背国隼人計帳を参考に記載内容を推測すると家族の個人名、年齢、年齢による区分、戸主との関係、性別などと、病状や顔面の特長などが記載されました。病状は「残疾」「廢疾」「篤疾」の三段階に区分され、段階によって租税の免除割引がありました。容姿・顔面の特長は黒子がどこにあるのか？例えば「額黒子」「頸黒子」「右頬黒子」などの詳細な記載があり、この記録は租税の滞納や逃亡者の指名手配書となりました。これらは写真がなかった時代の工夫です。

賦課のための台帳として毎年計帳がつくられました。これをもとにして調・庸・雑徭といった様々な負担の量が算出されました。戸籍は日本では六年に一度、唐では三年に一度つくられ、農繁期を避け一月から翌年の五月末までにつくられました。

計帳は律令規定では六月末までに都では京職が、地方では国司が、戸主みずから自己申告した戸の人員の報告書を集め、これを基に作成することとされていました。地方では人々が自己申告書を書いたかと想定すると無理だったと考えられます。

このように個人ごとの情報を列記したスタイルの帳簿を当時は「歴名」「交名」「夾名」などと呼んでいました。各人の名前を登録して、各人に賦課をかける収税方式が採用されて以降、賦課を逃れて戸籍に登録された土地から逃げ出す者が続出しました。

一〇世紀には、一部で口分田班給が行われなくなり、戸籍には男性より税の軽い女性の名が不自然に多くなり、また、男性でも賦課のかからない高齢者の比率が多くなり、明らかに嘘の申告がなされ、導入から約二〇〇年で戸籍・計帳の制度は崩壊しました。

この制度独自の考え方なのでしょうが、一五歳以上二〇歳未満の方については、発行から五回目の誕生日までが有効期限となり、二〇歳以上は一〇回目の誕生日までが有効のようで、その違いは「二〇歳未満は容姿の変化が大きいことから顔写真を考慮して五回目の誕生日を

大宝元年（七〇二）施行の大宝律令制では、戸籍は六年に一度つくられた人びとの生活を成り立たせる口分田を分け与える基本台帳でした。戸籍とセットで人々への

※平成27年11月号の記載の12行目、天智天皇のルビがまちがっていました。正しくは「てんじ」天皇です。